

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">東京都有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>1 から 7 まで (現行のとおり)</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営                      (1) から (4) まで (現行のとおり)                      (5) 個人情報の取り扱い                      入居者、その身元引受人等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)</u>及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省作成)」を遵守すること。</p> <p>9 から 15 まで (現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (5 福保高施第 号)</u>                      本指針は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">東京都有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次</p> <p>(省略)</p> <p>1 から 7 まで (現行のとおり)</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営                      (1) から (4) まで (省略)                      (5) 個人情報の取り扱い                      入居者、その身元引受人等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)</u>及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省作成)」を遵守すること。</p> <p>9 から15まで (省略)</p> <p>(省略)</p>